

寒川町部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 24 号

寒川町部設置条例の一部を改正する条例

寒川町部設置条例(平成元年寒川町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「企画政策部」を「企画部」に改める。

第 2 条企画政策部の項中「企画政策部」を「企画部」に改め、第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 9 号を削り、第 8 号を第 9 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(7) 統計マーケティングに関すること。

(8) 広報プロモーションに関すること。

第 2 条総務部の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(5) 公共施設の再編に関すること。

第 2 条町民部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(4) 防災及び危機管理に関すること。

(5) 生活及び交通の安全に関すること。

第 2 条健康子ども部の項第 1 号中「少子化対策」を「子育て支援」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(寒川町総合計画審議会条例の一部改正)

2 寒川町総合計画審議会条例(昭和 41 年寒川町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画政策部」を「企画部」に改める。